

財団法人能登半島地震復興基金寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人能登半島地震復興基金という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を石川県金沢市鞍月1丁目1番地に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、能登半島地震からの早期復興のための各種取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を安定的かつ機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災者の住宅及び生活の再建を支援する事業
- (2) 被災地域の農業等の産業復興を支援する事業
- (3) 被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の許可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。
- 4 前項ただし書の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- 5 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 前2項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 理事長は、事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を作成し、事業年度終了後80日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を石川県知事に届け出るとともに、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） | 10人以上20人以内 |
| (2) 監事 | 2人 |

(役員を選任)

第14条 役員は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により理事長、副理事長及び常務理事各1名を定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。）又は所管する官庁の出身者の合計数は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一の業界の関係者の合計数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は石川県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、そ

の職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第5項第4号の規定により招集するとき。

(招 集)

第23条 理事会は、前条第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議 長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面評決等)

第27条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
- 3 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(議 事 録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 この法人に、評議員10人以上20人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 第16条、第17条並びに第18条第1項本文、第2項及び第3項（費用の弁償に係る部分に限る。）の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第25条から第28条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の認可を得なければ変更することができない。

- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の許可があったときに解散する。

- 2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、石川県に帰属する。

第7章 雑 則

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日（平成19年8月20日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日（平成19年8月20日）から平成21年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第29条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、同条第3項において準用する第16条第1項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日（平成19年8月20日）から平成21年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可のあった日（平成19年8月20日）から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条第1項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

設 立 者 石 川 県
石川県知事 谷 本 正 憲